

所沢市ヤングケアラー 支援マニュアル (改訂版)

令和7年3月

所沢市

目次

1 はじめに	1
2 ヤングケアラーとは	2
3 なぜ支援が必要なのか	3
4 支援につなぐためのフローチャート	4
5 気づきの視点	5
6 支援につなぐ際のポイント	6
7 関係機関（図）	8
8 所沢市関係機関（表）	9
9 支援事例	14
10 おわりに	16

【参考資料】ヤングケアラーに関する相談についての初期情報シート

1 はじめに

ヤングケアラーの支援においては、ヤングケアラーを早期に発見すること、必要な支援につなぐことが重要です。

このマニュアルには、そのために知っておく必要がある基本的な内容を記載しています。実際の支援においては、このマニュアルの記載内容に限ることなく、様々な実情に合わせ、適切な方法を考えていくこととなりますが、ヤングケアラー支援に対する共通認識をより多くの人に持っていただくことが大切だと考えています。

このマニュアルは、主に行政、教育や福祉に関わる方に向けて作成しました。行政、教育や福祉に関わる方が起点となって、すべての市民が、こどもたちの幸せを願い、「人とのつながり（絆）」、「地域とのつながり（絆）」を築きながら、協働してこどもや子育て家庭を支えていくための参考として活用していただければ幸いです。

2 ヤングケアラーとは

ヤングケアラーについては、これまで法令上の定義はありませんでしたが、令和6年6月施行の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法（以下、「法」という。）を改正し、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

◎「過度に」とは

「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指します。

◎「家族の日常生活上の世話」とは

法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれます。

ヤングケアラーはこんなこどもたちです



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

3 なぜ支援が必要なのか



どうしてヤングケアラーに対する支援が必要なの？

こどもがケアをしていること自体が、全て問題だということではありません。留意が必要なのは、ケアを担うことにより、本来守られるべきこども自身の権利が侵害されている状態にないか、ということです。こどもには、「生きる権利・育つ権利」「教育を受ける権利」「休み、遊ぶ権利」などの様々な権利があります。これらの権利を侵害されているこどもについては、そのこどもの権利を守るために必要な支援を行い、こどもの権利回復・権利保障に努める必要があります。



こども自身の権利を侵害されている状態って？

具体的には、ケアを担うことで自身の時間が確保できず、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、勉強や趣味など自分がやりたいことに割く時間につくれなかったりするなどといったことが想定されます。

また、その結果、学習に取り組むことやこどもらしい周囲との関わりができず、進学を諦めてしまったり、大人になってからも周囲との関係を築きにくかったりするなど、こどもの育ちや将来に影響を及ぼす可能性があります。



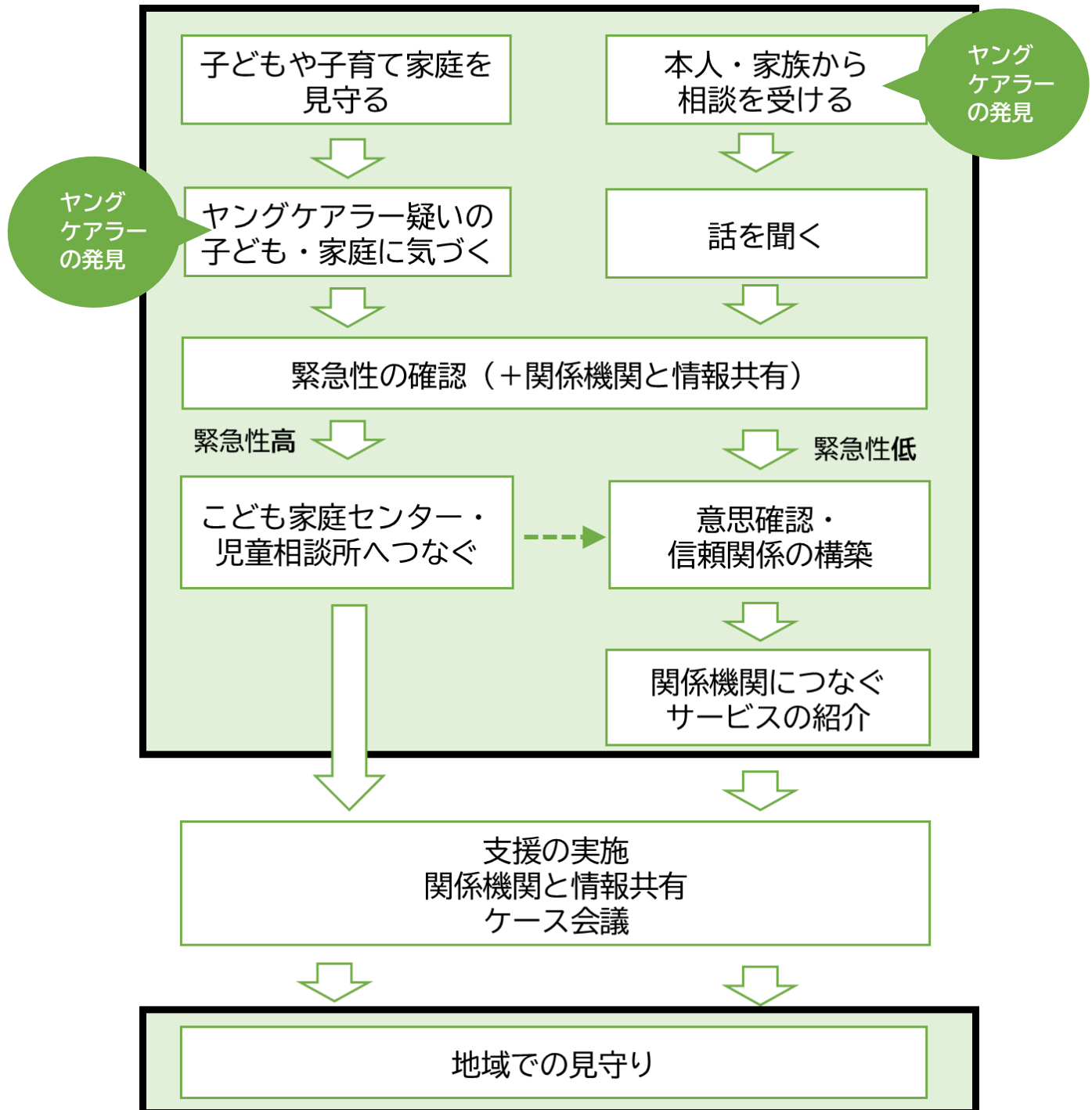
SOSがなくても問題が隠れていることがあるの？

ヤングケアラーの抱える困難は、家庭内のことで表面化しにくいという特徴があります。長年の生活習慣となっているため、本人や家族に支援が必要な状況であるとの自覚がない場合もあります。また、本人が現在の状況に疑問を抱いていたとしても、家族をかばったり、周囲に気を遣ったりして言い出せていないこともあります。

このように、本人からSOSの声が聞かれなくても、家庭内に支援が必要な問題が隠れていることもあるため、周囲の大人がそのこどもや家庭の置かれている状況に気付き、適切な支援につなぐことが重要となります。支援が必要なのではないか、と感じる場合は、まずはそのこどもや家庭の状況をよく確認してみてください。その際には、こども自身の思いを聞くことも大切です。

4 支援につなぐためのフローチャート

ヤングケアラーを発見し、つなぎ、支援するための流れの例として、以下の図を示します。



※図内の太枠は、各機関や近隣住民、知人など身近で当事者に接する人たちに
行ってほしいことを示しています

5 気づきの視点

フローチャート内「ヤングケアラーの発見」のためには、「ヤングケアラーが身近にいるかもしれない」と意識し、多様な視点から周囲が気づくことが大切です。下記の項目は、周囲がヤングケアラーに気づくきっかけとなる様子や状況の例です。項目に当てはまる様子が見られる場合、「ヤングケアラーではないか」という視点で、そのこどもや家庭を見直してみてください。

分類	気づくきっかけの例
学校・保育所等	欠席・遅刻・早退が多い、不登校の傾向がある
	忘れ物が多い、提出物の遅れが多い
	周囲の大人に気を遣いすぎる
	会話の中で家族のケアについて話すことがある
	意欲がない
	生活リズムが整っていない
	保護者が授業参観や保護者面談に来ない
	幼い兄弟の送迎をしていることがある
地域	平日の昼間に学校以外で姿を見かける
	家族の介護・介助をしている姿を見かける
	身だしなみが整っていないことが多い
	毎日のように家事をしている
	通常大人が参加する場（自治会の集まり等）に子どもだけで参加している
就労先	家庭の事情により生活のために就労・アルバイトをしている
病院	家族の付き添いをしている姿を見かけることがある
	通院・受診・服薬がうまくできていない
家庭内の状況	世帯に幼い弟妹等ケアが必要な子どもがいる
	世帯に介護が必要な高齢者がいる
	世帯に病気や障害のある人がいる
	子どもが親の通訳をしている
	保護者が不在となり、子どもたちだけで過ごす時間帯がある

6 支援につなぐ際のポイント

○緊急対応の必要性の確認

ヤングケアラーと思われるこどもを発見した際には、先ず緊急対応が必要であるか否かの判断が求められます。こども本人や家族の心身に危険が及んだり、重大な権利侵害が行われていたりしないかなどを確認し、そのリスクがあれば速やかにこども家庭センターまたは児童相談所に連絡してください。

また、この際に単独で判断すると緊急性を見落とすリスクがあります。必要に応じ、関係機関と情報共有を行い、複数の視点から判断することが、緊急性が高い家庭を見逃さないことにつながります。

こどもの虐待との関係

こどもの虐待は、こどもに対する重大な人権侵害です。虐待であるかどうかは親の事情は一切関係なく、こどもの視点から判断することが必要です。親にとっては躰のつもりであってもこどもの心や体が傷つく行為は「虐待」と言えます。

ヤングケアラーがいる世帯において、ケアを必要とする状況それ自体が、そのこどもへの虐待（ネグレクト）となっている可能性があります。

【具体例】

- ・親が世話をしないため、こどもが幼い弟妹の世話をしている
- ・ケアを優先させるために、学校に登校させない
- ・食事を食べられていない など

このようにこどもの権利が侵害されている状況の場合、まずはこどもへの虐待に対する対応が優先されます。こども家庭センターまたは児童相談所に連絡してください。

○本人や家族の意思確認

ヤングケアラーと思われるこども本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要です。本人や家族との信頼関係を構築していく上でも、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐことはとても大切なことです。虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重するように心掛けましょう。

○本人や家族を否定しない

ヤングケアラー本人としては、負担になっていても大切な家族のために自分

からケアをしたいという思いがあることも少なくありません。ケアすることを否定されると今まで自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともあります。

また、ヤングケアラーの役割をこどもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性があります。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、それぞれの思いを尊重する姿勢は極めて重要です。

相談してもらえる存在になろう

ケアを担うことが日常的になっているヤングケアラーには、周囲の大人を頼る、という発想がないこともあります。周囲の大人を頼る経験がないヤングケアラーは、大人になってからもうまく周りを頼れずに課題を抱え込んでしまうこともあります。そのため「周囲の人が助けてくれた」という経験がその子の将来にとっても重要になります。

「自分の生活で困っていることがあったら、身近な大人に相談したり助けを求めたりしていい」「自分の人生を生きていい」ということを日頃から伝えていくことが必要です。当事者にとって、自分の話を聞いてくれる大人が身近に多くいると思えると、相談する相手の選択肢が増えます。

また、周囲の大人も、ヤングケアラーだからと言ってその子を特別扱いしたり、過度に身構えたりする必要はありません。どんな支援が必要なのか、当事者の気持ちを尊重しながら検討していくことが大切です。こどもが勇気を出して自分の話をしてくれた時には、丁寧に聴いてあげてください。

○必要に応じ連携支援を行う

ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。そのため、ヤングケアラーの支援では家族の状況に応じた既存の支援の組み合わせが重要です。ヤングケアラーが置かれている状況や認識は様々であり、ヤングケアラーに対応できる機関・部署が既存の支援を組み合わせ、状況に応じて工夫することが求められます。

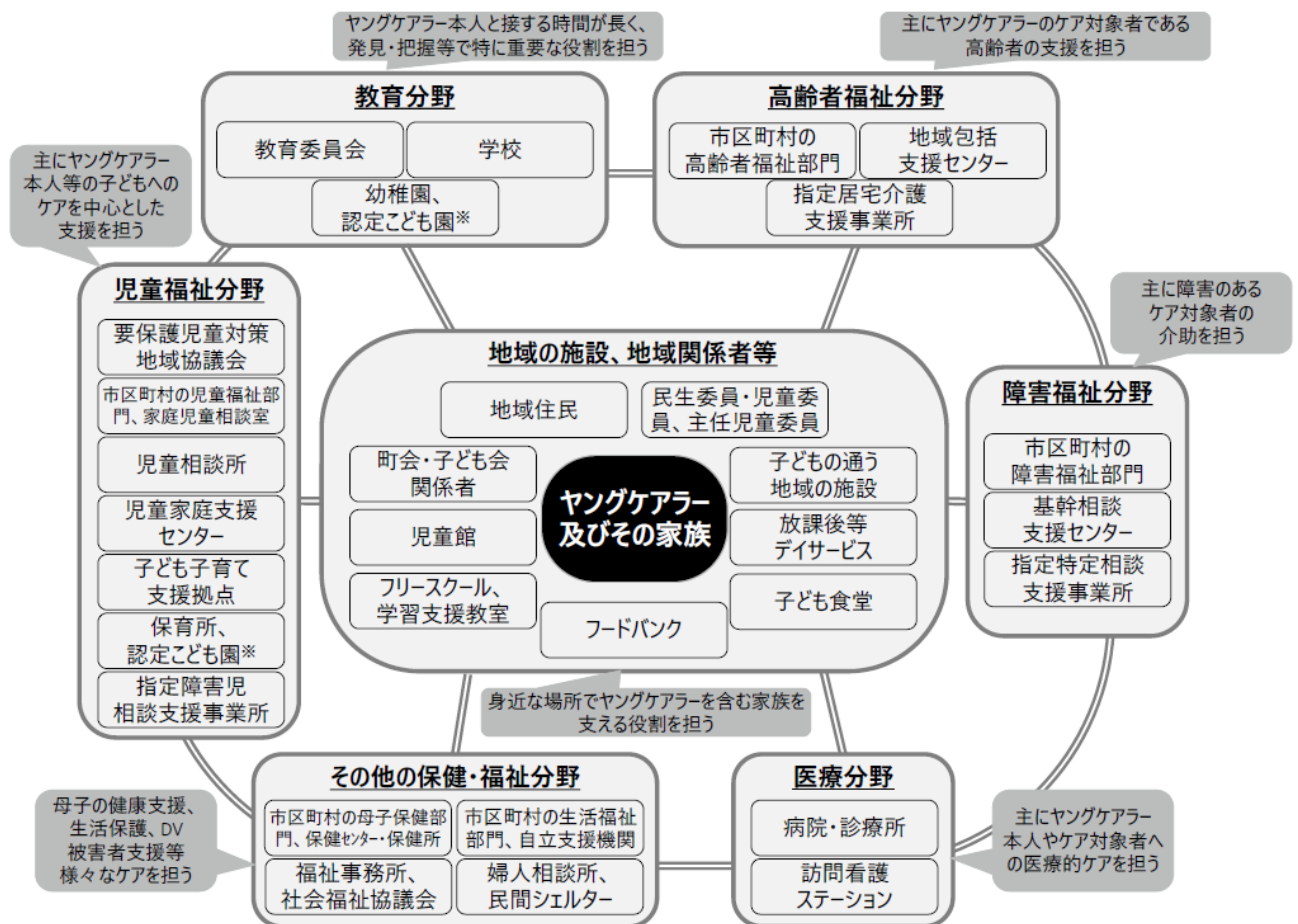
ただし、ヤングケアラーに対して何か特別・特殊な支援をしなければならないわけではなく、各機関・部署や担当者が少し視野を広げ、各々の立場の中でできることは何かを考えてみるのが大切であり、組織横断的に取り組むことが求められます。

所沢市において、支援の連携先となり得る関係機関については、次ページ以降で示します。

7 関係機関（図）

ヤングケアラーが置かれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯支援を行うためには、分野の垣根を越えた多機関連携が必要となる場合が少なくありません。連携する可能性がある機関にはどのようなところがあり、それぞれの機関の役割としてできること、できないことをある程度把握しておくことが望ましいといえます。

図表：ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関
（「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」より引用）



※認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる

8 所沢市関係機関（表）

所沢市において、支援の連携先となり得る関係機関を機能ごとに分類しています。

【緊急性がある場合】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
子ども本人や家族の心身に危険が及んでいる。 重大な権利侵害がある。 児童虐待を受けている。児童虐待が疑われる子ども・保護者がいる。 配偶者からの暴力を受けている。 特に様子が心配な家庭がある。	市こども未来部	こども家庭センター	児童虐待防止事業	0歳から18歳未満の児童虐待の相談・通告対応を行っています。児童虐待等が疑われる場合は、ためらわずにご相談ください。	2991-1824
	埼玉県	所沢児童相談所	相談事業	子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な援助指導を提供しています。	2992-4152
	市経営企画部	企画総務課 配偶者暴力相談支援センター	相談事業	配偶者からの暴力に関する相談に応じ、被害者支援のための情報提供や緊急時の安全確保等を実施しています。	2998-9150

【家族のケアに関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
高齢者のケアについて相談したい。 高齢者に関することを相談したい。	市福祉部	高齢者支援課	地域包括支援センター	住み慣れた地域で生活を継続できるよう、高齢者の皆さんとご家族を様々な取組みで支えています。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが専門性を活かした総合的な支援を行います。市内には14施設があります。	高齢者支援課 2998-9120 詳細は市HPをご覧ください 
18歳以上の身体障害者・知的障害者に関することについて相談したい。	市福祉部	障害福祉課	障害者手帳に関する手続き、介護給付費・訓練等給付費、地域生活支援事業、補装具、日常生活用具等の支給ほか	障害福祉に関することや、受けられるサービスの利用相談及び手続きについて対応します。	2998-9116
生活支援を必要とする在宅の障害者（障害児及びその家族を含む）に関することについて相談したい。	市福祉部	障害福祉課	相談支援事業	障害福祉分野の専門員が相談員として、福祉サービスの相談、障害者虐待の相談、福祉情報の提供、専門機関の紹介等を行っています。	障害福祉課 2998-9116 詳細は市HPをご覧ください 

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
障害のある家族のケアについて相談したい。	所沢市社会福祉協議会 ※市委託事業	相談支援課 (福祉の相談窓口)	ところざわ障がい者相談支援センター	障害のある方やそのご家族が地域で安心して自立した生活が送れるよう、相談支援を行っています。障害のある市民（疑いのある場合を含む）、ご家族、支援者の方などがご相談できます。身体・知的・精神・発達・高次脳機能障害・難病など、障害の種別や手帳の有無を問いません。	2929-1705
聴覚障害があるため、意思疎通が難しい。	所沢市社会福祉協議会	相談支援課 (福祉の相談窓口)	所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所	聴覚障害のある市民（ご本人、ご家族）に手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。手帳の有無は問いません。	2939-5064
判断能力が不十分な家族のことについて相談したい。	所沢市社会福祉協議会 ※市委託事業	相談支援課 (福祉の相談窓口)	所沢市成年後見センター	認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分になった方が安心して暮らせるように、成年後見制度等に関するご相談をお受けしています。	2929-1711

【子育てに関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
子育て中の不安・心配ごとについて相談したい。	市こども未来部	こども家庭センター	面接・電話相談	栄養士・歯科衛生士・保健師などの専門職が育児に関する相談を受けています。	2991-1817
子どものことや家庭のことで相談したい。	市こども未来部	こども家庭センター	児童家庭相談事業	親子の関わり方、家庭を取りまく環境、子どもに関すること、虐待に関すること等、子どもや家庭に関する様々な相談を、電話・メール・来所等でお受けしています。相談対象は0歳から18歳未満の児童と保護者及び関係者です。	2991-1824
子どもの発達が気になり始めた。乳幼児健診で指摘を受けた。	市こども未来部	こども支援センター (発達支援) マーガレット	相談支援	0歳から18歳未満の子どもの発達に関する相談を、心理士、言語聴覚士、作業療法士が受け付けています。	2922-2118

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
0歳から18歳未満の障害福祉サービスを利用したい。 支援を受けられる制度を知りたい。相談したい。	市こども未来部	こども福祉課	相談支援	ケースワーカーが0歳から18歳の障害福祉サービスについて、相談を受け付けています。	2998-9223
子育てを援助してほしい。（お子さんの送迎・一時預かり・沐浴の援助など）	所沢市社会福祉協議会 ※市委託事業	地域福祉推進課	所沢市ファミリー・サポート・センター	子育ての支援を受けたい方（利用会員）に、育児支援をしたい方（援助会員）を紹介します。利用会員、援助会員ともにあらかじめ登録が必要です。（有償）	2921-0070

【金銭面に関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
家計が不安。	所沢市社会福祉協議会 ※市委託事業	相談支援課 （福祉の相談窓口）	所沢市あったかサポートセンター	経済的な問題および家庭や健康上の問題で生活にお困りの方のための相談窓口です。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等を行います。	2968-3960
家計が不安。十分に食品等の購入ができない。	所沢市社会福祉協議会	地域福祉推進課	コミュニティソーシャルワーカーの取り組み	市内のフードパントリー等を行うボランティア団体をご紹介します。（対象世帯の条件があったり、近くにご案内できる場所が無かったりする場合もあります）	2925-0041
家計が不安。	市福祉部	生活福祉課	生活保護費の受給	生活保護に関する相談を受け付けています。また、受給者の生活に関わりながら、自立に向けた助言・指導を行います。	2998-9201
給食費や学用品の支払いが困難。	市教育委員会	教育総務課 保健給食課	就学援助制度	経済的理由により就学に関する支払いが困難な家庭に、援助を行っています。（所得制限があります）	教育総務課 2998-9232 保健給食課 2998-9249
高齢者の介護負担を軽減したい。	市福祉部	高齢者支援課	特定在宅高齢者介護手当	要介護4・5の高齢者で入院やショートステイ等の泊りのサービスの利用が月に7日以内で、6か月その状態が続いている方を介護しているご家族に、一年度につき世帯あたり4万円を支給します。	2998-9120

【健康に関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
自分や家族の健康について相談したい。	市健康推進部	健康づくり支援課	電話健康相談	栄養士・歯科衛生士・保健師などの専門職が健康に関する相談を受けています	2991-1813
自分や家族のこころの状態について相談したい。 精神保健に関することや、精神障害者が受けられるサービスについて相談をしたい。	市健康推進部	健康管理課 こころの健康支援室	精神保健福祉相談（個別相談）	電話または来所により、精神保健福祉士が相談に応じます。	2991-1812
			精神保健専門相談	こころの悩みや問題について、精神科医師が対応します。（事前予約制）	2991-1812
			思春期こころの健康相談	高校生のこころの問題について、精神科医師が相談に応じます。（事前予約制）	2991-1812
			こころの健康メール相談	電話・来所での相談が難しい方向けに、メールによる相談を受け付けています。	to-kokoro@city.tokorozawa.lg.jp

【学校・勉強に関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
勉強のこと・悩んでいることについて相談したい。	市教育委員会	学校教育課	スクールカウンセラー 心のふれあい相談員	通っている小・中学校で、悩んでいることを相談できます。相談時間等は各学校でご確認ください。	学校教育課 2998-9238 各小・中学校の連絡先は市HPをご覧ください 
	市教育センター	教育相談室	こども電話相談	お子さん自身からの相談を伺います。悩んでいることを相談してください。	2924-3334
学習面に不安がある。 学校の勉強についていけない。	所沢市社会福祉協議会	地域福祉推進課	コミュニティソーシャルワーカーの取り組み	市内の学習支援を行うボランティア等をご紹介します。（近くにご案内できる場所が無い場合もあります）	2925-0041
	市福祉部	生活福祉課	学習支援教室（生活保護受給者及び生活困窮者家庭の中学生向け）	市役所で生活保護受給者及び生活困窮者家庭の中学生を対象に、週2回学習支援教室を開催しています。1人ひとりの状況に合わせた学習支援を行います。	2998-9201

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
就学に関する費用に不安がある。	市こども未来部	こども支援課	入学準備金貸付制度	高等学校・高等専門学校・大学等に入学される学生の保護者で、入学に要する費用の支出が困難な方に対し、入学に伴う準備金の貸し付けを行っています。 (世帯の所得によっては、貸付できないことがあります)	2998-9124
	所沢市社会福祉協議会 ※市委託事業	相談支援課 (福祉の相談窓口)	所沢市あったかさポートセンター	低所得者世帯に対し、進学費用等についての貸付相談を行います。	2968-3960

【居場所に関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
地域の人と関わりたい。 地域で見守りたい世帯がある。	所沢市社会福祉協議会	地域福祉推進課	コミュニティソーシャルワーカーの取り組み	市内の子どもの居場所を行うボランティア団体をご紹介します。 (近くにご案内できる場所が無い場合もあります)	2925-0041
家や学校以外で過ごせる場所がほしい。 気軽に話したい。	市こども未来部	青少年課	児童館事業	18歳未満の方であれば、児童館を利用できます。中高生タイムを設けている児童館もあります。	青少年課 2998-9103 詳細は市HPをご覧ください 

【その他のことに関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
ヤングケアラーではないかと思う子がいる。 子が通う小・中学校に情報提供したい。	市教育委員会	学校教育課 各小・中学校	市内小・中学校への指導・助言(学校教育課)	市内小・中学校と連携しています。また、市内小・中学校の教職員がヤングケアラーの存在について知り、正しく理解するために、各学校への周知・啓発を行います。(学校教育課)	学校教育課 2998-9238 各小・中学校の連絡先は市HPをご覧ください 
生活や制度等についてどこに相談すれば良いかわからない。	所沢市社会福祉協議会	相談支援課 (福祉の相談窓口)	福祉の相談窓口	「福祉の相談窓口」は様々な生活課題について相談を受けとめ、関係機関と連携して解決に向けた取り組みを行います。	2941-6366
	所沢市社会福祉協議会	地域福祉推進課	コミュニティソーシャルワーカーの取り組み	コミュニティソーシャルワーカーは、いわゆる「制度の狭間」で困りごとを抱える人に寄り添いながら、地域住民と協働して地域ニーズに着目した新しい仕組みづくりに取り組みます。	2925-0041
	市福祉部	地域福祉センター	民生委員・児童委員、主任児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員は、福祉全般に関する相談に応じ、行政機関をはじめ、関係機関とのつなぎ役を担います。	2922-2115

9 支援事例

事例① 認知症の家族をケアする小学生への支援

家庭状況

- ・祖母 80代 初期の認知症であり、週1回の通所介護を利用。
- ・父 40代 単身赴任しており、2月に1回程度帰ってくる。
- ・母 40代 正社員として働いており、夜遅くまで働くことが多い。
- ・本人 小学6年生
- ・弟 小学4年生

ヤングケアラー本人の状況

A君は、祖母のケア（移動の補助等）や話し相手、家事、弟の世話（学校の準備や確認等）の疲れから、学校を休みがちになっていた。

発見の経緯

発見した人	気付いたきっかけ	その後の対応
通所介護事業所（ホームヘルパー）	・送迎の際、学校がある時間帯にA君が家にいることを何度か見かけ、その度に声かけをしていた。 ・ある日、A君に話しかけると、祖母のケアと家事が大変で、学校に行けない日があると聞いた。	居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）を通じて、地域包括支援センターに相談。

本人・家族の意向

- ・A君は、小さいころから祖母と仲が良く、ケアを続けたいと思っている。
- ・しかし、ケアの疲れによって勉強に集中できないことが続き、焦りを感じている。学校の先生や友人に相談するのは抵抗感があり、距離を置いていた。
- ・母親は、A君に家事を任せて申し訳ない気持ちを持っている。

課題解決の方向性

- ・居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）、小学生であるA君の介護力の評価を見直し、地域包括支援センターとともに、ケアプラン変更を検討。
- ・地域包括支援センターは、家族4人に祖母の認知症状の特徴や対応方法を説明。また、祖母とこども2人のこども食堂への参加について提案。こども食堂では、運営スタッフの民生委員・児童委員が祖母やA君の見守りを行う。
- ・地域包括支援センターは、A君の同意を得て、学校に家庭状況について情報提供。学校は、スクールソーシャルワーカーと協力し、学校生活での見守りを行う。

事例② 精神疾患のある親をケアする中学生への進学支援

家庭状況

- ・母 50代 精神疾患（うつ病）があり未就労。
- ・本人 中学3年生

ヤングケアラー本人の状況

- ・母親は、体調が良い時は家事ができるが、不調の時はAさんが家事を行う。
- ・Aさんは、陸上部に所属し、県大会に出場。スポーツ推薦で私立高校の特待生として入学する予定であったが、①入学費用が用意できない、②入学説明会に親子で出席できないことを理由に高校進学をあきらめようとしていた。

発見の経緯

発見した人	気付いたきっかけ	その後の対応
学校（部活動顧問）	急にAさんから「進学しない」ことを聞いた。なぜそうなかったのか事情を丁寧に聞き、本当は進学したい気持ちを確認した。その時初めて、母親の病気のことを知った。	教育委員会と相談し、福祉教育でつながりがあった市社会福祉協議会に相談。

本人・家族の意向

- ・Aさんは、できれば高校へ進学し、好きな陸上競技を続けたい気持ちが強い。
- ・しかし、入学費だけでなく、進学すると授業料や部活にかかる経費がかかることを心配。生活費を切り詰めないといけないと思っている。
- ・母親の病気は心配だが、これまでどおり体調悪化の際は、Aさん自身が家事をするつもりでいる。
- ・母親は、Aさんが希望するなら、高校に行かせてあげたいと思っているが、母親自身が入学説明会に行くのは不安で、それはできないと固辞している。

課題解決の方向性

- ・市生活保護ケースワーカーは、世帯の経済状況を確認。各種修学支援制度や母子及び父子並びに寡婦福祉資金が活用できることを確認。
- ・市社会福祉協議会は、家計相談、入学費用の支払い手続きを支援。中古の制服やユニフォームの譲り受けについて高校に相談。
- ・市社会福祉協議会は、入学説明会に代理出席が可能か高校に相談。母親・Aさんと交流があった隣人に母親の代わりとして入学説明会に同行することを依頼。その内容を母親に伝え、入学に向けた準備を一緒に確認。
- ・市社会福祉協議会は、母親の体調に応じて必要な障害福祉サービスを利用できるように、市障害者福祉課と情報を共有。
- ・訪問看護事業所（看護師）は、訪問時にAさんに声をかけ、見守りを行う。

10 おわりに

○個人データの第三者への提供と本人同意の原則

ヤングケアラーの支援に関わる者であっても、本人の同意をあらかじめ得られない状況においては、原則的に個人データを第三者に提供することはできません。一方で、以下のような状況においては、本人の同意がなくても個人データを第三者に提供する事が認められています。

法令に基づいて、柔軟な対応を心がけましょう。

(本人同意が不要な例の紹介)

- ・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告
- ・児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ・児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

【出典：福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン H25.3 厚労省】

○参考

・有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担うこどもを地域で支えるために～」令和4年3月

○所沢市ヤングケアラー研究会・情報交換会について

令和4年度に、所沢市及び所沢市社会福祉協議会のヤングケアラー支援に係る所属の職員が参加し、さらに円滑に連携してヤングケアラー支援を行う環境を整備するための検討を目的に開催した研究会と情報交換会です。本マニュアルについても、研究会と情報交換会を通じ作成しました。

【参加所属】

生活福祉課 障害福祉課 高齢者支援課 介護保険課 地域福祉センター
こども政策課 こども支援課 こども家庭センター こども福祉課 青少年課
健康管理課 こころの健康支援室 健康づくり支援課 学校教育課
所沢市社会福祉協議会地域福祉推進課

【事務局】

所沢市こども未来部こども政策課 〒359-8501 所沢市並木1-1-1

電話 04-2998-9415 Eメール a9415@city.tokorozawa.lg.jp

【参考資料】 ヤングケアラーに関する相談についての初期情報シート

氏名 (歳) ()

1 ヤングケアラーと思われる理由

2 ヤングケアラーと思われる状況(該当する項目に☑・聞き取り内容を記載)

※複数のきょうだいがいる場合は、わかるように名前を記入してください。

■こどもについて

(1)登校状況

チェック	項目	聞き取りメモ
☐	欠席が多い、不登校	
☐	遅刻や早退が多い	
☐	幼稚園・保育園に通園していない、高校に在籍していない	

(2)学習面

チェック	項目	聞き取りメモ
☐	授業中の集中力が欠けている、居眠りが多い	
☐	学力が低下している	
☐	宿題や持ち物の忘れ物が多い	

(3)生活面

チェック	項目	聞き取りメモ
☐	身なりが整っていないことが多い(季節に合わない服装)	
☐	クラスメイトとの関りが薄い、一人であることが多い	
☐	給食時に過食傾向がみられる(何度もおかわりをする)	
☐	極端に痩せている、痩せてきた(太っている、太ってきた)	
☐	生活リズムが整っていない	
☐	むし歯が多い	

(4)放課後・校外

チェック	項目	聞き取りメモ
☐	学校活動時間に、学校以外で姿を見かけることがある	
☐	家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	
☐	家族の介護をしている姿を見かけることがある	
☐	こどもだけの姿をよくみかける	
☐	友だちと遊んでいる姿をあまりみかけない	

(5)その他(様子等)

チェック	項目	聞き取りメモ
☐	表情が乏しい	
☐	年齢と比べて情緒的成熟度が高い	
☐	精神的な不安定さがある	
☐	家族・将来に対する不安や悩みを口にしている	
☐	会話の中で「家族の面倒を見なければ」と漏らすことがある	
☐	特記事項(精神疾患や障害の有無)	

ヤングケアラーに関する相談についての初期情報シート

■保護者のこどもへの関わりについて

(1)登校状況

チェック	項目	聞き取りメモ
☐	保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
☐	学校(部活を含む)に必要なものを用意してもらえない	
☐	弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い	
☐	部活に入っていない	
☐	修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
☐	校納金が遅れる、未払いである	
☐	必要な病院に通院・受診ができない、服薬できていない	
☐	予防接種を受けていない	

■担っているケア・サポートについて(該当する項目に☑を記載)

① ☐



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

② ☐



家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている

③ ☐



障害や病気のある兄弟の世話や見守りをしている

④ ☐



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

⑤ ☐



日本語が第一言語ではない家族や障害のある家族のために通訳をしている

⑥ ☐



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている

⑦ ☐



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

⑧ ☐



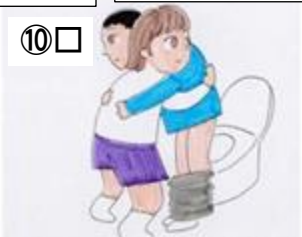
がん・難病・精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしている

⑨ ☐



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている

⑩ ☐



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーに関する相談についての初期情報シート

3 家族について

チェック	家族構成	同・別居	ケアしている人	ケア内容 (番号)	その他(各種手帳・病名・ 経済面等)	サービス 利用の有無
☐	母親(養母・継母)	同・別				
☐	父親(養父・継父)	同・別				
☐	きょうだい()人	同・別				
☐	祖母(母方・父方)	同・別				
☐	祖父(母方・父方)	同・別				
☐	その他	同・別				

【サービス利用の状況】 ※誰に対してどのぐらいの頻度でどのようなサービスが入っているのか記入

☐障害の程度や要介護の重さと比較して、実際に利用している公的サービスが少なく
主に家族内で介護をしている

☐公的サービスに関し、契約者が「人手もあるので家族内で面倒を見る」などこどもの存在を
前提として、積極的な利用を行わない傾向にある

【ケア・サポートについて】

①ケア・サポートに費やしている時間

②一緒にサポートする・している人がいるか

☐いない ☐いる()

4 こども自身の認識や意向について

①体調面での自覚症状の有無

☐なし ☐あり()

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか

☐いない ☐いる→誰に()

③こども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか

☐いない ☐いる→誰か()

④こども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか

☐認識していない ☐認識している()

⑤こども自身がどうしたいと思っているか(思い・希望)

5 相談者・周囲の思い・希望

記入年月日: 年 月 日、所属・氏名()

所沢市ヤングケアラー支援マニュアル
令和5年3月作成
令和6年3月改訂